



令和 7 年 11 月 21 日
午前・午後 10 時 00 分 受領

議長	事務局長	係

No. 1

令和 7 年 11 月 21 日

愛南町議会議員 吉田 茂生 殿

愛南町議会議員 原田 達也

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問の要旨	答弁を求める者
1 遊休農地の再生、維持管理、発生防止について 近年、町内各地区において耕作されていない農地、いわゆる遊休農地が目立つようになってきました。山間部ではもとより街中においても見かけるようになりしました。原因は様々だと思いますが、なによりも所有者の高齢化、また移転等により管理されずそのまま放置されるケースが多くなってきていると思われます。 耕作放棄地は管理を怠るとすぐに荒廃農地となり、周りの環境に様々な悪影響を及ぼす恐れがあります。なによりも景観の悪化、そして病虫害、鳥獣被害の発生、雑草の繁茂、用排水施設の管理への支障等が考えられ、また地域で中心となって農業を担う経営者への農地集積の阻害要因となっています。生活環境にも影響し、土砂やゴミの無断投棄、火災発生の原因等が考えられます。 今後、農業者の高齢化、後継者不足が深刻化していく中、農地の維持管理が困難になってくることは目に見えています。改正農地法等による遊休農地解消に向けた措置を適正に運用し、再生利用に積極的に取り組んでいく必要があると考えます。 10年後、20年後を見据えた対策を今から講じていく	町 長

必要があるのではないのでしょうか。そこで伺います。

① 現在、町内における遊休農地の状況はどうなっているのか

② 10年後を見据えた耕作者の選定、いわゆる「地域計画」が全国で推進されているが本町での取り組みはどうか

③ 遊休農地の多くが山間部、あるいは未圃場整備地域に見受けられるが、今後、耕作者を確保するためにも樹園地、水田の圃場整備は実施していくべきだと考えるがどう思うか

④ 農地の貸借契約をする上で支障をきたしている一因が「所有者不明土地」であり、遊休農地発生の原因にもなっていると考えられる。このことをふまえ令和5年度、新たに「所有者不明土地管理制度」が制定されたが、本町の状況はどうなっているのか

⑤ 農地の貸借については本年度よりすべて「農地中間管理機構」いわゆる「農地バンク」を通して契約することになったが、今後、この農地バンクを有効に活用し、遊休農地解消に向けての取り組みを実施していくべきではないか